

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系

I. 基本的な考え方

- ・「人権教育・啓発推進法」
- ・国の基本計画・県の推進指針等
- ・伊丹市総合計画
- ・伊丹市の関連計画

- ・人権教育・啓発を巡る内外の動き
- ・「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画の成果と課題
- ・市民意識の現状（市民意識調査結果）

【人権の概念】

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて生まれながらに持っている固有の権利

【人権の尊重】

自己の権利のみならず他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと

【人権教育・啓発の基本的視点】

- ①人権尊重のまちづくり
- ②発達段階等をふまえた効果的な方法の選択
- ③行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進
- ④自主性の尊重と中立性の確保

II. 人権教育・啓発推進の方策

人権の普遍的な視点からの取り組み

- | | |
|-----------|---------------------|
| ①命の大切さの実感 | ②自尊感情の育成 |
| ③個性の尊重 | ④社会のつながりを通して共に生きること |

さまざまな人権課題への取り組み

女性 子ども 高齢者 障がい者 同和問題 外国人
HIV感染者等 高度情報化社会の進展に伴う人権問題 ほか

人権を守る取り組み（人権相談）

- ①相談体制の充実
- ②相談担当者の資質の向上
- ③相談内容の施策等への反映

III. あらゆる場における推進

保育所（園）・幼稚園・学校／家庭・地域・職域／職員研修

IV. 総合的・効果的な推進等

- ①全庁的な推進体制
- ②関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働
- ③人権啓発センターの取り組み
- ④内容・方法の充実
- ⑤進歩評価及び見直し

人権に関する主な相談窓口

区分	相談内容・担当者・相談日時等	場所・問い合わせ先
人権全般	人権侵害・いやがらせなど(人権擁護委員) 第2木曜 13:00～16:00(祝日除く) 当日予約制	人権啓発センター TEL 781-6006
	人権侵害・いやがらせなど(人権擁護委員) 第3木曜 13:00～16:00(祝日除く) 当日予約制	市市民相談課 TEL 784-8011
	インターネットから相談を申し込み、後日メール、電話、面談により回答 24時間受付	法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
女性	女性のなやみ相談(専門相談員) 第1・2・3・5木曜と第4日曜 ・電話相談 13:00～17:00 TEL744-0141 ・面接相談 10:00～12:00 TEL772-7248(要予約)	女性・児童センター TEL 772-7248
	D V相談(専門相談員) 月～金曜 9:00～17:30(祝日・年末年始除く)	市DV相談室(市配偶者暴力相談支援センター) TEL 780-4327
	女性をめぐる人権問題(法務局職員または人権擁護委員) 月～金曜 8:30～17:15(祝日除く)	女性の人権ホットライン(法務省) TEL 0570-070-810 (全国共通)
子ども	子育て相談(センター職員) 月～金曜 9:00～16:30	子育て支援センター TEL 771-1152
	家庭・児童相談(家庭児童相談員など) 月～金曜 9:00～17:30	市家庭児童相談室 TEL 780-3518
	不登校、いじめ等(専門相談員) ・電話相談 月～金曜 9:00～18:00 TEL772-6171 18:00～21:00 TEL780-2480 土曜 9:00～17:00 TEL772-6171 ・来所相談 月～金曜 9:00～18:00 TEL780-2484 (要予約) 18:00～21:00 TEL780-2480 土曜 9:00～17:00 TEL780-2484	総合教育センター TEL 780-2480
高齢者	なやみ相談(ネットいじめ含む)(センター職員) 月～金曜 10:00～19:00 土曜 13:00～17:00(祝日・年末年始除く)	少年愛護センター TEL 770-8742
	子どもをめぐる人権問題(法務局職員または人権擁護委員) 月～金曜 8:30～17:15(祝日除く)	子どもの人権110番(法務省) TEL 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
	高齢者に関する総合的な相談(センター職員) 月～土曜 9:00～17:30(祝日・年末年始除く)	地域包括支援センター TEL 787-6797
障がい者	高齢者の福祉サービス等(高年福祉課職員) 月～金曜 執務時間中	市高年福祉課 TEL 784-8033
	高齢者の就業相談(センター職員) 月～金曜 9:00～17:30(祝日・年末年始除く)	(社)シルバー人材センター TEL 772-0161
	生活・就労相談(センター職員) 月～金曜 9:00～17:30(祝日・年末年始除く)	地域生活支援センター TEL 787-6798 FAX 787-6911
外国人	主として身体障害に関すること(センター職員) 火～土曜 9:00～17:45(祝日の翌日・年末年始除く)	アイ愛センター TEL 772-6511 FAX 780-2897
	主として知的障害に関すること(事業所職員) 毎日執務時間中	ウィズゆう((福)いたみ杉の子) TEL 777-7471
	主として精神障害に関すること(事業所職員) 毎日執務時間中	いたみコミュニティケアセンター (特)ICCC TEL 777-2121
労働	労働問題全般(水曜:ハローワークOB、土曜:社会保険労務士) 水・土曜 13:00～16:00	スワンホール TEL 779-5661

伊丹市 人権教育・啓発推進に関する 基本方針

概要版



人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて生まれながらに持っている固有の権利であり、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできない権利です。

人権が尊重されるためには、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方や考え方の違いを認め合い尊重することが大切です。

伊丹市では「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、市民一人ひとりの人権意識を高め、市民の皆さんのが主体となった人権尊重のまちづくりを目指します。

平成22(2010)年10月
伊丹市

I 基本的な考え方

内外の動き

昭和23(1948)年、国連は、人類に多大な被害と影響を与えた二度に渡る世界大戦の反省から、「世界人権宣言」を採択しました。昭和41(1966)年、この宣言に法的拘束力をもたせた「国際人権規約」を採択し、平和と人権の確立のため、国連を中心に国際的な取り組みが進められてきました。

さらに、国連は平成7(1995)年～平成16(2004)年を、「人権教育のための国連10年」として、人権教育を通じて人権文化を世界中に築いていくための行動計画を示しました。

わが国では、これを受け、平成9(1997)年、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。平成12(2000)年には、人権教育・啓発の理念や国・地方公共団体・国民の責務などを明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14(2002)年に同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

本市における人権問題への取り組みは、同和問題に対する取り組みが出発点となり、その後、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人などに関するさまざまな人権課題の取り組みへと広がってきました。

平成13(2001)年10月、「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画を策定し、全庁的に人権教育・啓発活動を推進してきました。平成22(2010)年10月、伊丹市行動計画の成果と課題や社会経済情勢の変化などをふまえて、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」を策定しました。今後、「基本方針」に基づき、人権尊重のまちづくりの実現に向けて、教育・啓発を積極的に推進していきます。

基本方針の位置付け

「基本方針」は伊丹市総合計画を上位計画とし、第5次総合計画の基本目標「市民が主体となつたまちづくりの実現」に向けた基本方針2「多様性を認め合う共生社会」を目指して、本市の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進するものです。

なお、「基本方針」の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定する地方公共団体の責務に対応するものとします。

人権教育・啓発の基本的視点

- ① 人権尊重のまちづくり
市民一人ひとりが対等の立場で多様性を認め合い、共に生きる社会をめざす、人権尊重のまちづくりを推進します。
- ② 発達段階をふまえた効果的な方法の選択
発達段階やライフステージに応じて、親しみやすく分かりやすいテーマや表現、手法を用いるなど、創意工夫を図ります。
- ③ 行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進
行政・市民・事業者などがそれぞれの役割を自覚し、相互に連携・協力して人権教育・啓発を推進します。
- ④ 自主性の尊重と中立性の確保
人権教育・啓発の実施にあたっては、市民の自主性を尊重するとともに、行政の中立性の確保に留意します。

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の全文は、

伊丹市ホームページからご覧ることができます。

伊丹市ホームページアドレス <http://www.city.itami.lg.jp>



II 人権教育・啓発推進の方策

人権の普遍的な視点からの取り組み

- ① 命の大切さの実感
命を大切にすることは、人権尊重の基本です。命の尊厳を人権教育・啓発の基盤にすえ、命の大切さを実感する教育・啓発を推進します。
- ② 自尊感情の育成
ありのままの自分を肯定的に受け入れ、自分自身をかけがえのない存在であると思える気持ち、自尊感情を育成する取り組みを推進します。
- ③ 個性の尊重
一人ひとりの異なる個性を前提に、他者との共生・共感の大切さを真に実感できるよう人権教育・啓発を推進します。
- ④ 社会とのつながりを通して共に生きること
市民が社会とのつながりを通して互いを認め合い、共に生きるまちづくりを推進するため、コミュニケーション能力の育成や、さまざまな市民活動の支援を図ります。

さまざまな人権課題への取り組み

女性

固定的な男女の役割分担意識により女性が不利益を被ったり、十分な活躍ができなかつたりする現状があります。配偶者等からの暴力なども深刻な問題です。女性の権利の尊重及び男女共同参画の推進を目指して、市民の力を生かした取り組みを進めます。

子ども

いじめや児童虐待、児童買春や児童ポルノ、不登校やひきこもりなど、子どもの人権をめぐる問題が多発しています。子どもが権利の主体として尊重されるよう、市民ぐるみでの取り組みを進めます。

高齢者

高齢者に対する介護の放棄や身体的・精神的虐待、財産権の侵害などの人権問題が発生しています。高齢者の人権について市民の関心と理解を深めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくよう支援します。

障がい者

障がい者が暮らしていく上では、いまだに物理的・心理的にさまざまな障壁が存在しています。ノーマライゼーションやユニバーサルデザインへの理解の促進とともに、障がい者の自立と社会参加を進めます。

同和問題

同和問題に関しては結婚や就職、居住などにおける差別事象がみられます。同和問題を正しく理解し、偏見や差別意識を解消するための教育・啓発を推進します。

外国人

民族的な偏見から外国人に対する就労差別や入居差別などの人権問題が発生しています。互いの文化や生活習慣の違いを認め合い、外国人市民が地域の構成員としてともに生きることのできる多文化共生のまちづくりに向け、市民の力を生かした取り組みを進めます。

HIV感染者・ハンセン病患者等

正しい医学的知識に基づき、患者、感染者などへの理解を深め、偏見や差別意識の解消を目指します。

高度情報化社会の進展に伴う人権問題

インターネットの普及によりプライバシーの侵害や差別を助長する表現の書き込みなど種々の人権侵害事象が発生しています。情報の収集・発信における責任や情報モラルについて正しく理解する教育・啓発を推進します。

その他の人権問題

アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮拉致被害者に関する問題、性的少数者(性同一性障がい者や性的指向に関する問題)、ホームレス、人身取引に関する問題などについて、関係機関と連携・協力して教育・啓発に努めます。

人権を守る取り組み(人権相談)

人権侵害を未然に防ぐための人権教育・啓発と並んで、人権侵害を受けた人に対する相談活動も重要な課題です。

人権相談を通じて、適切な助言により人権侵害の発生や拡大を防止し、問題の解決を促進するよう、相談体制の充実を図ります。

III あらゆる場における人権教育・啓発の推進

保育所(園)・幼稚園・学校

保育所(園)・幼稚園においては、家庭との連携を密にしながら、命の大切さや他者の存在に気づくとともに、想像力や感受性、お互いを尊重し合える心を育成します。

学校教育においては、教育活動全体を通じて人権課題解消に向けた意欲や態度を育み、技能が習得できるよう努めます。子どもの発達段階に応じた参加体験型学習を推進するとともに、教職員研修を計画的に実施します。

家庭・地域・職域(事業者)

学習活動の支援や相談体制の充実を図り、家庭の教育力向上を支援します。地域における市民主体の啓発活動を推進するとともに、市民の多様な学習活動を支援します。研修会の実施や啓発資料の配布・貸し出しなどを通して、事業者の主体的な取り組みを支援します。

市職員等に対する研修

行政職員、教職員、医療・保健関係者、福祉関係者など、特に人権に関わりの深い人を対象にした研修について、内容・手法の充実に努めます。

IV 総合的・効果的な推進等

全庁的な推進体制

伊丹市人権教育・啓発推進本部のもと、全庁的な体制で「基本方針」の推進に取り組みます。また、人権尊重の理念を市の実施するすべての施策・事業に共通する基本理念として取り入れていきます。

関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働

関係行政機関や市民団体などと連携・協力を強化するとともに、啓発活動の企画・運営段階において、市民が主体的に参画できるよう条件整備を進めます。

人権啓発センターの取り組み

人権に関する情報の収集・提供、講座や展示会などの開催、市民の交流の促進、子どもの人権意識の向上に向けた取り組みなど、さまざまな事業を通じて、人権啓発の拠点施設としての機能の充実を図ります。

内容・方法の充実

啓発の効果を高めるため、具体的な事例を用いたり、対象者の感性に訴えるなど内容の工夫に努めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど市民が主体的・能動的に参加できるよう手法の充実に努めます。

「基本方針」の進捗評価及び見直し

毎年度、「基本方針」に基づく施策・事業を伊丹市人権教育・啓発推進本部において検証し、公表するとともに、必要に応じて「基本方針」の見直しを行います。

